

訪問介護・予防給付型訪問サービス 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明いたします。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社いち樹
- (2) 法人所在地 北九州市小倉北区片野 2 丁目 15-12
- (3) 電話番号 093 (383) 3705
- (4) FAX 番号 093 (941) 3430
- (5) 代表者名 代表取締役 佐々木 栄美
- (6) 設立年月 平成 22 年 2 月 18 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 ケアサポートいち樹
- (2) 事業所所在地 〒802-0064 北九州市小倉北区片野 2 丁目 15-12
- (3) 電話番号 093 (383) 1888
- (4) FAX 番号 093 (941) 3430
- (5) サービスの種類 訪問介護・予防給付型訪問サービス（生活支援型訪問サービス）
- (6) 開設年月日 平成 22 年 5 月 1 日
- (7) 事業所指定番号 令和 4 年 5 月 1 日 北九州市指定更新 4070403482 号
- (8) 管理者氏名 佐々木 栄美
- (9) 事業の目的 利用者がその有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、生活支援型訪問サービスを提供することを目的とします。
- (10) 運営方針 事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

- (11) 事業所が行っている他の業務（当事業所では、次の事業も合わせて実施しています）
- 【予防給付型訪問サービス】 令和4年5月1日 北九州市指定更新 4070403482号
 - 【生活支援型訪問サービス】 令和4年5月1日 北九州市指定更新 4070403482号
 - 【介護予防訪問介護相当サービス】 令和6年4月1日 福岡県介護保険広域連合指定更新 4070403482号
 - 【居宅介護支援】 令和5年6月1日 北九州市指定更新 4070403649号
 - 【障害者総合支援法に基づく居宅介護・重度訪問介護・同行援護】
令和4年5月1日 北九州市指定更新 4017800758号
 - 【障害者総合支援法に基づく北九州市移動支援事業】
令和6年4月1日 北九州市委託契約 4067800757号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 北九州市全域、田川市及び田川郡全域、行橋市、
京都郡苅田町・みやこ町、その他地域は相談に応ずる

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日（但し、8月13日～15日、12月30日～1月3日は休日とする）
営業時間	午前9時00分～午後6時00分（それ以外は転送電話に切り替えます）
その他	上記の営業日・時間帯にかかわらず、必要とするものは相談に応じます。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者様に対して訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスを提供させて頂く職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常勤	非常勤	職務の内容
管 理 者	1名		従業員及び業務の一元的な管理
サービス提供責任者	2名	1名	訪問介護計画書の作成、連絡調整、訪問介護員の指導等、サービス提供の管理
訪 問 介 護 員			訪問介護計画書に基づくサービスの提供
介 護 福 祉 士	2名	4名	
実 務 者 研 修 修 了 者	名	2名	
ヘルパー1級	—	—	
ヘルパー2級	—	5名	
介護職員初任者研修修了者	名	2名	

令和7年4月1日現在

5. 提供するサービス内容と利用料金

(1) サービスの内容

●身体介護

○食事介助

…食事の介助を行います。

○入浴介助

…入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。

○排泄介助

…排せつの介助、おむつ交換を行います。

○特段の専門的配慮をもって行う調理

…医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食の調理を行います。

○更衣介助

…上着、下着の更衣の介助を行います。

○身体整容

…日常的な行為としての身体整容を行います。

○体位変換

…褥瘡(床ずれ)予防のための体位変換を行います。

○移動・移乗介助

…室内の移動、車椅子等へ移乗の介助を行います。

○服薬介助

…配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。

○起床・就寝介助

…ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。

○自立生活支援のための見守りの援助

- …・利用者と一緒に手助けしながら行う調理(安全確認の声掛け、疲労の確認を含む。)を行います。
- ・入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認等を含む。)を行います。
- ・ベッドの出入り時など、自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心に必要な時だけ介助)を行います。
- ・排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。)
- ・車椅子での移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるように援助します。
- ・洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。

●生活援助

○買い物

…利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。

○調理

…利用者の食事の用意をします。

○掃除

…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。

○洗濯

…利用者の衣類等の洗濯を行います。

(2) サービスの利用料、利用者負担金 (要介護 1～5)

利用料金は1回ごとに算定され以下の通りです。実際の計算は、1ヶ月の合計単位数に基づいて行ないます。

所要時間	通常			
	8:00～18:00			
身体介護	利用料金	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
20分以上30分未満	3,052円	306円	611円	916円
30分以上1時間未満	4,839円	484円	968円	1,452円
1時間以上1時間30分未満	7,085円	709円	1,417円	2,126円
身体介護に引き続き 20分以上の生活援助を行った場合	引き続き行う生活援助の時間が20分から計算して25分を増すごとに82単位(利用料金1,021円、利用者負担金(1割)103円、(2割)205円、(3割)307円)			
生活援助	利用料金	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
20分以上45分未満	2,235円	224円	447円	671円
45分以上	2,746円	275円	550円	824円

R6年6月より、サービス利用料金は処遇改善加算22.4%を含んでおります。

サービスの利用料、利用者負担金 (要支援 1.2)

区分	内容	利用料金	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
予防給付型訪問サービスⅠ	週1回程度	(月額) 14,692円	(月額) 1,470円	(月額) 2,939円	(月額) 4,408円
予防給付型訪問サービスⅡ	週2回程度	(月額) 29,353円	(月額) 2,936円	(月額) 5,871円	(月額) 8,806円
予防給付型訪問サービスⅢ	週3回程度	(月額) 46,578円	(月額) 4,658円	(月額) 9,316円	(月額) 13,974円

R6年6月より、サービス利用料金は処遇改善加算22.4%を含んでおります。

☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。

① 初回加算 200 単位

利用料 2,501 円 利用者負担金 (1 割) 251 円 (2 割) 501 円 (3 割) 751 円

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算をいただきます。

② 緊急時訪問介護加算 100 単位

利用料 1,245 円 利用者負担金 (1 割) 125 円 (2 割) 249 円 (3 割) 374 円

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又は訪問介護員が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合に加算をいただきます。

④ 夜間・早朝・深夜加算 夜間・早朝 所定単位数×25%、深夜 所定単位数×50%

夜間・早朝に訪問介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 25 に相当する単位数を加算し、深夜に訪問介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 50 に相当する単位数を加算させていただきます。

⑤ 介護職員処遇改善加算 所定単位数×22.4%

介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

※地域区分(7 級地) 10.21 円の単価をかけて計算した額です。

※介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の 1 割又は 2 割又は 3 割をご負担いただきます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※利用者様の心身の状況により、1 人の訪問介護員によるサービスが困難であると認められる場合で、利用者又はその家族の同意を得て 2 人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の 2 倍になります。

※身体介護 30 分未満に引続き、生活援助 45 分以上のサービス提供を行った場合の利用者様負担料金(昼間) 利用料 4,676 円

例：(1 割負担の場合) 468 円 (2 割負担の場合) 936 円 (3 割負担の場合) 1,403 円

◆保険給付として不適切な事例への対応について

(1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

①「直接本人の援助」に該当しない行為

- ・利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・来客の応対（お茶、食事の手配等）
- ・自家用車の洗車、清掃 等

②「日常生活の援助」に該当しない行為

- ・家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・草むしりや花木の水やり、植木の剪定
- ・犬の散歩等ペットの世話 等
- ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

(2) 保険給付の範囲外のサービス利用を希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なお、その場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助を行います。

(3) その他の費用

交 通 費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は、実施地域外から片道おおむね5キロメートル以上は1キロメートル毎に100円請求いたします。
キャンセル料	当日朝までに連絡があれば無料。 <u>連絡がない場合は1,200円を頂きます</u> 。但し、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、この限りではありません。 キャンセルの場合の連絡先：093-383-1888
水道光熱費	利用者の別途負担となります。

6. 利用者負担金の支払い

(1) 事業所は当月の利用者負担金の請求に明細を付して、遅くとも翌月10日までに利用者へ請求します。利用者負担金は翌月15日までに次の方法でお支払い頂きます。

- ①現金支払い ②事業者指定口座への振込み（振込手数料はご負担をお願いします）

(2) お支払いを確認しましたら、支払方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。

（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。但し、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は、利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

利用者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたってご利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、訪問介護サービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

①医療行為

②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④利用者の同居家族に対するサービスの提供

⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）

⑥利用者の居宅で飲酒、飲食、喫煙

⑦利用者を自分が運転する車に乗せて外出

⑧身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

⑨その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(6) 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じるとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名称	
	所在地及び電話番号	TEL :
家族等	緊急連絡先の家族など	
	住所及び電話番号	TEL :

(7) 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

(8) 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	賠償責任保険
補償の概要	対人・対物賠償・管理下財物事故・人格権侵害事故・経済的事故等

(9) 虐待防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
○虐待防止に関する責任者 管理者 佐々木 栄美
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ⑤ 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を年1回以上実施しています。
- ⑥ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(10) ハラスメント対策

事業者は利用者及び利用者のご家族からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を廃止させて頂く場合があります。

利用者及び利用者の家族等の禁止行為について

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く
- ② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
- ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）
例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

(11) 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。

ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ② 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- ③ 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(12) 感染症の予防及びまん延防止

事業者は感染症の発生と、まん延防止するために必要な措置を講じます。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のために対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- ② 感染症及びまん延の防止のための指針の整備をしています。
- ③ 感染症及びまん延の防止のための研修会及び訓練を年1回以上実施します。

(13) サービス契約の終了

- ① 利用者の要介護（要支援）認定区分が、自立（非該当）と認定されたとき
- ② 利用者が死亡したとき
- ③ 利用者の所在が2週間以上不明になったとき
- ④ 利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難になったとき。

8. 苦情受付について

当事業所は、利用者又はそのご家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために相談体制を構築し、必要な措置を講ずるものとします。

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（受付時間：月曜日～土曜日 9：30～18：30）

担当者： 佐々木 栄美

電話：093-383-1888（ケアサポートいち樹）

(2) 行政機関その他苦情受付機関

公的機関に置いて、次の機関に苦情申し出ができます。

公的機関の相談窓口

小倉北区役所 高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当	093-582-3433(直通)
小倉南区役所 高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当	093-951-4111(内線 472)
門司区役所 高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当	093-331-1881(内線 472)
戸畑区役所 高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当	093-871-1501(内線 472)
若松区役所 高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当	093-761-5321(内線 472)
八幡東区役所 高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当	093-671-0801(内線 472)
八幡西区役所 高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当	093-642-1441(内線 472)
北九州市保険福祉局介護保険課	093-582-2771
みやこ町役場介護福祉課	0930-32-8032
行橋市福祉部介護保険課	0930-25-1111
糸田町福祉課	0947-26-1241
苅田町役場地域福祉課介護担当	093-434-1039
福智町福祉課福祉係	0947-22-7763
田川市健康福祉課高齢介護係	0947-44-2000
大任町住民課社会福祉係	0947-63-3004
川崎町高齢者福祉課高齢者福祉係	0947-72-3000
香春町役場福祉課	0947-32-8401
赤村役場住民課福祉係	0947-62-3000
添田町保健福祉環境課高齢者支援係	0947-82-1232
福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口	092-642-7859

9. 第三者評価について

提供する訪問介護サービスの第三者評価は実施していません。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

所在地	北九州市小倉北区片野2丁目15-12
事業者名 事業所名	株式会社いち樹 ケアサポートいち樹
代表者氏名	代表取締役 佐々木 栄美
説明者氏名	

私は、契約書及び本書面により、事業者から重要事項についての説明を受け、同意しました。

利用者	住所	
	氏名	

※上記署名を代行しました

(代筆者) 続柄 () _____

代理人	住所	
	氏名	